

# 桐生市の生活保護行政に関する公開質問状

2024年3月4日

桐生市 市長 荒木恵司 殿

桐生市生活保護違法事件全国調査団

団長 井上 英夫

(金沢大学名誉教授・日本高齢期運動サポートセンター理事長)

(呼びかけ人)

雨宮処凛 (作家・反貧困ネットワーク世話人)

稲葉 剛 (一般社団法人つくろい東京ファンド 代表理事)

尾藤廣喜 (弁護士・生活保護問題対策全国会議 代表幹事)

吉田松雄 (全国生活と健康を守る会連合会 会長)

私たちは、貴市の生活保護行政における不適切な対応が次々と報道されていることに関心をもち、生活保護などの貧困問題に取り組む団体や個人で結成した調査団です。

貴市の生活保護行政において一体何が起きているのかについては全国的に耳目を集めているところでもあることから、私たちは、問題点や改善策を把握・検討するため、貴市に対し、以下の公開質問を致します。

ご多忙中の折、誠に恐れ入りますが、2024年3月29日(金)までに末尾記載の事務局に到着するよう文書にてご回答いただきますようお願い申し上げます。質問が多岐にわたり恐縮ですが、貴市において設置が予定されている第三者委員会における検証に際しても最低限必要な資料であると考えられますので、鋭意御協力をお願い致します。なお、本質問状及び回答内容については、関連団体のHP等を通じて公開させていただきますので、予めご承知おきください。

## 記

### 第1 貴市で起きた生活保護の違法・不適切事案について

#### 1 事案3について

貴市ホームページ「生活保護業務の改善について」において示された事案3(東京新聞2023年12月12日報道)に関連して、以下の通り質問します。

- (1) DVから逃れてきた女性に対し、2023年8月初旬、貴市担当者が「旧宅から荷物の移動が完了するまで生活保護は実施できない」と対応したと報道されていますが、かかる事実がありましたか。
- (2) 女性は、同年9月26日に弁護士同席で保護申請をし、10月25日に保護決定が出たが、9月分の保護費の支給は11月17日、10、11月分の保護費の支給は11月27日と大幅に遅れたと報道されていますが、かかる事実がありましたか。あったとすれば遅延の理由と9月分の保護費の支給時に10月分11月分の保護費を同時に支給しなかった理由をお答えください。

- (3) 10月25日の保護開始決定時に通知書の交付はしましたか。
  - (4) 11月17日の保護費支給に関し、本人に身に覚えのない本人の押印のある領収書が存在するのは何故ですか。
  - (5) 貴市は保護行政に関して認印を1944本保管していることを認めますか。こうした認印の保管はいつから何のために行われるようになったのか、本人の許諾なく押印することもあったのか、あったとすれば何件あったのか、回答してください。
- 2 新聞報道（東京新聞2024年2月16日）によれば、2015年（平成27年）に、当時60代の男性が生活に困窮し、ライフラインが停止して、石油ストーブの燃焼筒に外で拾い集めた木くずを入れてマッチで着火して米を煮炊きするような生活を送っていたにもかかわらず、その家族が生活保護を申請しようとしても「家族で支え合って」「実家に戻りなさい」と対応したあげく、申請書ではなく家計簿を渡し、「1日800円で生活している人もいる」として申請させなかったとされています。
- (1) 貴市は、上記報道にかかる事実をお認めになりますか。
  - (2) 報道（東京新聞2024年2月17日）によれば、その後、貴市でいったん生活保護決定がされたにもかかわらず、受給者本人を桐生市でなく前橋市に所在する介護施設に入所するように家族にすすめ、家族に保護の辞退届を書かせたとされていますが、かかる事実をお認めになりますか。
- 3 報道（東京新聞2023年12月30日）によれば、月額約7万円の生活扶助費であるにもかかわらず、2週間に1回、窓口で1万4000円を支給されていたため未支給となっていた30万8000円について、貴市は受給者本人に「一般社団法人日本福祉サポート」を紹介したうえで、通帳と印鑑をその団体に預けて現金を管理するように伝え、しかも貴市福祉課窓口において財産管理契約を締結したとされています。
- (1) 貴市は上記報道にかかる事実をお認めになりますか。
  - (2) 貴市が、被保護者に対して民間団体を紹介して金銭管理を委託するよう勧めている事例は何世帯ありますか。また、こうした民間団体は、報道されている日本福祉サポートを含めて何団体あるか、回答してください。

## 第2 貴市における生活保護行政全般について

### 1 生活保護行政全般（2010年度から2023年度までの各年度分）

- ① 保護費総額
- ② 被保護世帯数、被保護人員数、保護率
- ③ 高齢、母子、傷病、障害その他世帯の各割合
- ④ 相談件数（延べ件数、実件数）
- ⑤ 申請件数
- ⑥ 申請率（申請件数÷相談件数（実件数））
- ⑦ 却下件数、取下件数

- ⑧ 却下率、取下率  
(却下件数÷相談件数(実件数)、取下件数÷相談件数(実件数))
- ⑨ 開始件数
- ⑩ 開始率(開始件数÷相談件数(実件数))
- ⑪ 申請から14日以内に決定した件数、30日以内に決定した件数、それ以上要した件数
- ⑫ 文書による指導指示件数(その理由別内訳数)、それに基づく停廃止処分の件数
- ⑬ 廃止件数
- ⑭ 廃止理由の内訳及び内訳別件数。(廃止件数の内、辞退廃止の件数(「辞退届」が提出された件数)を再掲ください)。
- ⑮ 「規則への不満」を理由に廃止となった件数(平成28年度に貴市で3件計上されています(参照:平成29年度厚労省監査資料「保護の開始・廃止の状況の内訳(平成28年度)」)
- ⑯ 通院移送費の支給件数、支給額(国庫負担金の実績報告に用いた内容を記載ください)

## 2 職員体制について(①以外は過去5年間の各年度分)

- ① 福祉事務所の生活保護担当部署における組織体制図(2023年度分のみ)
- ② 査察指導員、現業員(面接相談員・地区担当員)の各人数
- ③ ②のうち社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士の各資格取得者の人数
- ④ ②の年齢別、在職年数別人数の内訳、平均在職年数、平均年齢
- ⑤ ケースワーカー一人あたりの持ちケース数
- ⑥ 貴市職員の男女比率と貴市の生活保護担当部署職員の男女比率
- ⑦ 生活保護担当部署における非常勤職員等の人数とその名称、業務内容、業務形態、勤務時間等、補助対象(国庫補助を受けている場合国庫保護事業名)
- ⑧ 相談員(警察OB)の配置にあたって要する年間予算及び国庫補助金の金額
- ⑨ 就労支援相談員の配置にあたって要する年間予算及び国庫負担金又は補助金の金額
- ⑩ 生活保護担当部署職員に対して実施した研修の具体的な内容

## 3 業務内容等について(過去5年間の各年度分)

- (1) ケースワーカーに関するもの
  - ① 訪問活動の状況(訪問基準の状況(年12回、6回、4回、3回、2回、1回)、訪問活動の状況(訪問延件数(計画、実績):厚生労働省監査資料の様式に準じた形で回答ください)
- (2) 相談員(警察OB)に関するもの
  - ① 相談員(警察官OB)の人数(うち、警察官在職時に暴力団対応部署の所属歴のある者の数)
  - ② 相談員(警察OB)を配置した開始時期
  - ③ 相談窓口における面接相談事務補助の年間件数(新規面接相談における件数)

を再掲ください)

- ④ 定期訪問や開始時調査における帯同訪問の年間件数
  - ⑤ 保護係職員への窓口対応方法等の講習の年間件数、及び講習のタイトル・内容
  - ⑥ 相談員（警察OB）の採用方法（公募など）
  - ⑦ 採用時の資格要件の詳細（警察OBのうち、暴力団関係を優先しているか否か）
- (3) 就労支援相談員に関するもの
- ① 就労支援相談員数、うち警察官OBの数。
  - ② 貴市において就労支援相談員に警察OBが配置されていますが、警察OBとした理由、開始時期、また開始してから現在までの就労支援相談員（警察OB）の延べ配置人数。
  - ③ 就労支援の対象者数
  - ④ 就労支援を実施した回数（延べ支援回数）
  - ⑤ 就労支援による就労者数（うち、廃止となった件数）
  - ⑥ 就労支援相談員の採用方法（公募など）
- (4) 保護費の分割支給、家計管理・家計簿指導、就労指導に関するもの
- ① 保護費の分割支給を行っていた件数、うち保護開始時から分割支給を行っていた件数、分割の頻度別（1日単位、1週間単位など）件数。
  - ② 保護費の分割支給をおこなっていた理由（特に保護開始時から分割支給を行っていた理由）
  - ③ 家計簿の提出をさせたうえで保護費の分割支給をしていた件数
  - ④ ハローワークに毎日通所するよう指導し、「求職活動状況・収入申告書」を提出させたうえで保護費の分割支給をしていた件数
  - ⑤ 保護費の分割支給を行うにあたっての基準や目安、ガイドラインなど（文書化されていれば合わせてご提出ください）。
  - ⑥ 1か月を超えて、保護費の全額を渡していなかった件数
  - ⑦ 1か月を超えて、保護費の全額を支給しないことが正当化される法的根拠
  - ⑧ 金銭管理ができない、または問題があると判断した件数
  - ⑨ ⑤のうち、第三者に保護費等の金銭管理が委託された件数（下記1）ないし5）各々の件数）
    - 1) 成年後見人、2) 社協の自立支援事業、3) 民間団体（日本福祉サポート）
    - 4) 民間団体（ほほえみの会）、5) その他
  - ⑩ 金銭管理のサービス利用において、被保護者に対して特にNPO法人などの民間団体2社をすすめた選定理由
  - ⑪ 家計簿の提出を指導した件数（口頭指導、文書指導を問わず被保護者に家計簿の作成・提出を求めた件数を記載ください）
  - ⑫ ⑧のうち文書指導の件数、それらに基づく停廃止処分の件数
  - ⑬ ⑧のうち辞退廃止となった件数
  - ⑭ ハローワークへ毎日（もしくはそれに近い数の）通所を指導した件数
  - ⑮ 被保護者、被保護者家族、被保護者の知人らの資産や所有物を押収または売

却した件数

⑯ 被保護者の自殺件数、不審死件数

4 貴市において作成している文書資料類（過去5年間の各年度分）

以下の資料類について、開示・ご提供ください。

- ① 生活保護実務運用のための年度別生活保護運営方針または計画書面
- ② 県の監査における指摘事項書面及び県に対する回答書面
- ③ 貴市における訪問基準の策定に関する書類（訪問基準表等）
- ④ 相談員（警察OB）の配置に関する実施要領・マニュアル・手引き等（警察との連携協力体制強化事業における目的、事業内容等が記載された書類）
- ⑤ 就労支援相談員の配置に関する実施要領・マニュアル・手引き等（相談員の採用条件等が記載された書類）
- ⑥ 相談員（警察OB）、就労支援相談員の採用における募集や選考に関する要領や要綱など。
- ⑦ 「被保護者家計相談支援事業」（又は「家計管理支援事業」等）に関する実施要領・マニュアル・手引き等。
- ⑧ ⑦の事業を受託するNPOの数及び名称、選定基準、業務委託契約を締結している場合は当該文書、業者別の報酬支払額（各年度）、報酬支払基準

（連絡先）全国生活と健康を守る会連合会 事務局長 西野武  
東京都新宿区新宿 5-12-15 KATOビル3階  
電話：03-3354-7431 FAX：03-3354-7435  
Mail：ze-unity@zenseiren.tokyo